定期報告を必要とする建築物･防火設備･建築設備の指定概要
（ 大 和 市 ）

令和9年4月1日施行

		建 築 物	防火設備	建築設備（給排水設備は対象外）		
	用 途	規 模 等 （いずれかに該当するもの） 【用途が避難階のみにあるもの、 または当該床面積200㎡以下のものは除く】	随時閉鎖式 常時閉鎖式 （注6）	機械換気 （床面積：㎡）	機械排煙 （床面積：㎡）	非常用照明 （床面積：㎡）
A	劇場、映画館、演芸場	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
	観覧場（屋外観覧場は除く）	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②客席部分が200㎡以上				
	公会堂					
	集会場					
	ホテル、旅館	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が300㎡以上				
	病院･有床診療所 （注1）		（いずれかに該当するもの） ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備（随時閉鎖式に限る）			
C	共同住宅 （注2）					
	寄宿舎 （注3）					
	児童福祉施設等 （注4）					
A	【学校に附属するものを除く】 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①床面積100㎡超の部分が3階以上の階にある ②床面積が2,000㎡以上	定期報告の対象となる建築物に設置された設備			
B	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（10㎡以内のものを除く）	①床面積100㎡超の部分が地階または3階以上の階にある ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上				
	料理･飲食店等 （注5）					
報 告 周 期		3 年（注7）	毎 年	毎 年		

建築物の用途	病院･有床診療所（注1）	･2階の部分に患者の収容施設があるものに限る
	共同住宅（注2）	･サービス付き高齢者向け住宅に限る
	寄宿舎（注3）	･サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	児童福祉施設等（注4）	【就寝用途の児童福祉施設等】 ･助産施設、乳児院、障害児入所施設 ･助産所 ･盲導犬訓練施設 ･救護施設、更生施設 ･老人短期入所施設［（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）、その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター）］ ･養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ･母子保健施設 ･障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所（利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）
	料理･飲食店等（注5）	･展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
防火設備	随時閉鎖式（注6）	･外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
	常時閉鎖式（注6）	･各階の主要な防火扉に限る （①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの

建築物の報告周期（注7）

				令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
建築物	提出年度	A	劇場,ホテル,病院	◎		◎		
		B	物販店,飲食店	◎			◎	
		C	児童福祉施設等	◎	◎			◎